

令和4年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和4年3月3日から令和4年3月17日まで第1回定例会が町役場議場に招集された。

令和4年3月17日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1 番 目 黒 克 博	2 番 蓮 沼 文 明	3 番 物 江 政 博
4 番 赤 城 大 地	5 番 横 山 智 代	6 番 渡 部 正 司
7 番 小 畑 博 司	8 番 佐 藤 宗 太	9 番 山 口 享
10 番 渡 部 順 子	11 番 五十嵐 一 夫	12 番 酒 井 育 子
13 番 青 木 美貴子	14 番 水 野 孝 一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣	書 記	土 肥 奈々子

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	五十嵐 吉 雄
政策財務課長	佐 藤 銀四郎	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
会計管理者	田 部 嘉 之	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子ども課長	佐 藤 美千代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第4号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、8番、佐藤宗太君、9番、山口享君のお二人を指名いたします。

◎議案第6号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第2、議案第6号「会津坂下町予防接種健康被害調査委員会設置条例」を議題といたします。

説明は、すでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

この設置条例について伺いますが、その前に、同じ名称で設置要綱というものが存在していたかと思います。そちらの扱いというのはどうなるのか、まず伺いたいと思います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

要綱から条例というようになりますので、要綱のほうは廃止してまいります。以上でございます。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

これまで、これから廃止になろうとしているその要綱について、これらは今回の設置
条例とほとんど同じなんです、これが適用されたことは、過去ありますでしょうか。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

本町におきましては、適用されたことはございませんが、全国の例を見てみますと、
ちょっと私も調べたところによりますと、昭和 52 年からの累計ですと、全国でだいた
い 3,419 件ほどあるというようなことがわかっているところでございます。本町につい
てはないというようなところでございます。以上でございます。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

もう 1 点お尋ねします。第 2 条において、委員会は予防接種に起因した健康被害が発
生した場合としています。この健康被害、発生した場合というのは、どういう手順で発
生した場合に相当するのでしょうか。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

この発生した場合といったところ、例えば、予防接種をして副反応が出たといったと
きに、その副反応を含めまして、ある程度そのお医者さんの意見書なり添付した形で、
こちらの審査会のほうに提出という形で審査が始まるといったところでございます。こ
の健康被害、いろいろな中身があります。コロナであっても、腫れたとか、熱が出たと
いうような部分もありますので、そういうような被害が出た場合にお申し出いただくと
いったところでございます。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

その健康被害についてちょっと確認ですが、これは病気になったとか、障がいになったとか、死亡になったという、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。また、そのほかにも何か健康被害というふうなものに捉えられるものがあったら教えてください。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議員おっしゃるとおり、死亡であったり、障がいであったり、そしてその健康被害によって医療費が発生したといった場合についての救済措置でございます。以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

これの要綱を条例化するというように提案なんです、全般についてお伺いしますが、要綱とか、あといろんな規則だとかいろいろありますけれども、今回これは条例化することなんです、要綱ではどうしても不足なのか、何か不都合なことがあるのかということ。

全体に、町の条例がとか、要綱で、要綱だとどうしても縛りが弱いとか、そういったことが全体の中であるのでしょうか、お伺いいたします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

今回の要綱につきましては、要綱全般としては、要綱の意味合いとしては、行政内部の一般的な準則を定めているものといったところでございまして、今回の条例につきましては、厚生労働省が所管する予防接種被害救済制度に基づくもので、審査会に上程す

るといったところで、地方自治法に規定する町の付属機関というような位置付けで、委員の方々が特別職の非常勤職員だといったところであります。条例につきましては、国の法律や政令などにより町が条例化するといったところがだいたい基本というようなところがございます。以上でございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

ちょっと一つの決まりとして、かつてこんなことがあったんですが、これは建設常任委員会だと思います。ある決まりについて条例化されていないから、なかなかこれを適用することができないというようなことがありましたけれども、条例も要綱も、いろんな規則も、決まりは決まりであると思うんですが、そういった条例と要綱とか、そういったやつについて違いはあるのか。町としてはどういうふうな取り扱いをしているのでしょうか、お伺いします。

◎副町長(板橋正良君)

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

板橋副町長。

◎副町長(板橋正良君)

条例につきましては、ある程度、県の法制度に基づいての、それに従っての町民に対する決まりごとについては、条例化していくというふうな形になっております。その下に要綱、規則等という形で、序列的には条例の部分の縛りのほうが大きくなりますので、条例、規則、要綱という形での位置付けというふうな形になろうかと思えます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号「会津坂下町予防接種健康被害調査委員会設置条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第8号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 4、議案第 9 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 9 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 5、議案第 10 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第6、議案第11号「固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 11 号「固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 7、議案第 12 号「会津坂下町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 12 号「会津坂下町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 8、議案第 13 号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

語句の説明をちょっと伺いたいと思います。語句の重みといいますか、そのことなんです。及びと、並びにを、今度ひっくり返してるんですね。これはどういう意向でこういうふうになったのか、それぞれのレベルが違うので、及びと並びに、というのは使い分けはしていると思うんですが、なぜ今回、この所得割、それから均等割、平等割に、このようになったのか伺いたいと思います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

この及びについては、国の準則に則った形で変更したという形でございますので、当初は逆だったんですけれども、国の準則、そういうふうになりましたので、それに則った形で訂正させていただきました。以上でございます。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

たぶんそうなのかなとは思いますが、町としてはどういうふうを考えるのかなということ、もう一度伺いたいと思います。

◎副町長（板橋正良君）

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

板橋副町長。

◎副町長(板橋正良君)

条例のつくり方という形がありまして、今のつくり方にしますと、並びにというのは前にきて、その他、及び、前にきて、次に及びという形の条例のつくり方になっているものですから、それに従って、今回につきましても国の部分が修正されたことにも伴いまして、条例の形を変えさせていただきたいという、文言の整理をさせていただいたというところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

それはそれでいいと思います。一般的には同じレベルだと、及びというふうに使う。それから、質が違ったりすると、並びにという、そんなくくりなんですけど、これでこうやると、所得割と平等割、均等割のレベルの差があるというふうに見たのかな、なんていうところもちょっとあったんですが、そういうところはありませんか。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

均等割、所得割でそういう差をつけるといったところではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 13 号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 9、議案第 14 号「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 14 号「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 10、議案第 15 号「糸桜里の湯ばんげの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

この条例を廃止することで、糸桜里の湯ばんげは温泉施設としての役目を終えるということなんですけれども、そうした場合、温泉施設でなくなる、普通財産になったということのときに、例えば、子育てふれあい交流センターのように、消防法によって何か使えない部屋が出てくるとか、そういったような可能性はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

普通財産になれば、普通財産になって次の用途、次の用途に従って消防法の適用が変わってきますので、例えば、議員おただしのとおり、子育ての施設として使うとなれば、全体的な面積と構造上で、そういう制限が出てくる可能性はございますが、あくまでもどう使うかによってその制限は変わるというものでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 15 号「糸桜里の湯ばんげの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 11、議案第 16 号「町道路線の変更について」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 16 号「町道路線の変更について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 12、議案第 17 号「町道路線の認定について」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

今回、認定するための議案が出ているわけなんです、この路線について、路線の下に埋設をされたところに、下水管と水道管があります。下水管、水道管については、その開発施工者が工事費を負担してつくったものと思うんですが、この認定することによって、下水管、水道管の帰属というものはどのようになるのでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

まずは開発行為者との事前協議の中で、当然、開発行為によってつくられた道路、さらにはその下に入ります上下水道等々のインフラにつきましては、一体的に譲渡するというような事前協議がなされておりますので、当然のことながら、道路が町のほうに寄附というような形でまいりますれば、その下にある構造物も同じように町のほうに寄贈されるというような認識でよろしいかと思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 17 号「町道路線の認定について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 13、議案第 18 号「会津坂下町都市公園（ばんげひがし公園・鶴沼緑地公園）の指定管理者の指定について」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 18 号「会津坂下町都市公園（ばんげひがし公園・鶴沼緑地公園）の指定管理者の指定について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 19 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 14、予算特別委員会に付託しておきました議案第 19 号「令和 4 年度会津坂下町一般会計予算」から議案第 26 号「令和 4 年度会津坂下町水道事業会計予算」までの 8 件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第 19 号 令和 4 年度会津坂下町一般会計予算

議案第 20 号 令和 4 年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算

議案第 21 号 令和 4 年度会津坂下町介護保険特別会計予算

議案第 22 号 令和 4 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 23 号 令和 4 年度会津坂下町下水道事業特別会計予算

議案第 24 号 令和 4 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算

議案第 25 号 令和 4 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 26 号 令和 4 年度会津坂下町水道事業会計予算

◎議長（水野孝一君）

議案の審査経過及び結果についての報告であります。予算特別委員会委員長より報告書がお手元にお配りされております。審査には全議員が出席し、報告内容はよく承知しているものであります。

会議規則第 41 条第 3 項の規定に、会議に諮ってこれを省略できるとあります。

お諮りいたします。

改めて委員長からの報告を求めず、質疑に入ることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、改めて委員長からの報告は求めず、質疑に入ることにいたします。

これより、予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

◎8 番（佐藤宗太君）

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

予算特別委員会委員長、佐藤宗太君。

質疑は1件ごとに行います。

まず、議案第19号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 26 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論・採決に入ります。

討論・採決は 1 件ごとに行います。

はじめに、議案第 19 号「令和 4 年度会津坂下町一般会計予算」について、まず反対討論の発言を許します。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

次に、賛成討論の発言を許します。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

私は、委員長報告に対し、賛成の立場から討論いたします。

令和 4 年度当初予算額は、前年度比 2 億 5,000 万円増の 75 億円が示されました。そのうち約 7,150 万円は新型コロナウイルス対策のための予算となっております。ワクチン接種体制の確保や感染症のまん延防止など、町民の命と暮らしを守る対策がなされるものと期待しております。

また、非常備消防費の約 1,300 万円増につきましては、地域防災の要である町消防団員の報酬、出動手当の処遇改善がなされる予算となっており、災害対応を行う団員の苦労に報いることはもちろん、消防団の担い手の確保につながることとなり、町民の安心安全な暮らしを実現できるものと期待しております。

さらに、地域おこし協力隊を増員し、地域活性化や地域課題解決に対応する取り組みや、若者定住促進の住宅新築等補助の拡充した上での復活、地域づくり交付金の増額など、財政健全化を実現しつつ、過疎対策に積極的に取り組む特色ある予算となっていることも評価いたします。

新型コロナウイルス感染症が収束しない今であっても、町にとっての重要事項は住民サービスの維持向上に努めていただくことであり、第六次振興計画に掲げられた町の将来像へ着実に進んでいただくことを要望いたしまして、本案の賛成討論といたします。

◎2 番(蓮沼文明君)

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

議案第 19 号「令和 4 年度一般会計予算」について賛成の立場から申し上げます。

令和 4 年度当初予算について、財政健全化の取り組みや新型コロナウイルス感染症の対応にあたる中での予算編成となり、大変なご苦勞があったかと考えます。

また本年度のふるさと納税につきましては、2 億 6,000 万円の実績とのことで、町の自主財源の確保として大きな成果となったことと思います。この成果は、今回の令和 4 年度当初予算にも色濃く反映されており、本年度のふるさと納税、寄附金実績分を基金から繰り入れすることにより、第六次会津坂下町振興計画、実施計画において位置付けられた重点事業に効果的に充填されていることが予算書からも見て取れます。

特に重点施策である定住人口対策事業や、地域づくり推進事業など、振興計画で示された政策実現のために前向きに取り組む予算編成となっていることを私は高く評価したいと思います。

一歩ずつ、そして確実に財政の健全化が進んでいる中、ここで決して気を緩めることなく、事業執行と財政健全化のバランスを取りながら行政運営を行っていくことが、今後必要であると考えます。

最後に、令和 4 年度の予算執行におきまして、財政の健全化を念頭に置きながら、町の持続的発展、最善の行政運営をされますことを強く要望いたしまして、本案への賛成討論いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎9 番（山口享君）

議長、9 番。

◎議長（水野孝一君）

9 番、山口享君。

◎9 番（山口享君）

私も令和 4 年度一般会計予算案に対しまして、賛成の立場から討論いたします。

まず、古川町長にとっては初めての予算編成でもあり、公約でもあります「次の時代を担う若者たちがまちづくりの主役であり、若い世代の活躍できる会津坂下町」を目指しての計画予算案の作成は、コロナ禍の中、財政厳しい中での予算編成に大変ご苦勞なされたものと推察いたします。

数年前、財政アクションプラン長期財政計画の中では、特に令和 4 年から 6 年にかけてが財政状況が最悪で、収支のバランスが崩れると予想の中、職員の方々の努力に敬意を表すものであります。

歳入では、ふるさと納税寄附金の大幅な伸びに、うれしさと期待が持てます。町債で

は、自ら財政規律をかけ 2 億 6,000 万まで圧縮した反面、各基金からの繰入金が多く見られました。

歳出では、地域おこし協力隊の増員、新たに若者定住促進の新住宅新築等助成、さらにまちづくり活動応援補助金や地域づくり交付金等、地区住民が自ら創意工夫により、よりよい地域づくりのための補助金の新設は、町長の公約の賜であると思います。

また、公債費が 10 億円を超え、本当に大変な時期でもあると思っております。

コロナウイルス感染症予防対策の中、第六次振興計画、実施計画を着実に実施していただくことを期待いたしまして、賛成の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

私は議案第 19 号「令和 4 年度一般会計予算」に賛成の立場から発言を申し上げます。

古川町長にとっては初めての予算案作成となります。このたびの予算は過疎に立ち向かっていく姿勢が鮮明に出ていると受け止めます。

過疎対策を最重点事業と位置付け、三つの人口対策に取り組むとの積極性が表れていると評価します。交流人口対策、関係人口対策、定住人口対策について示された諸事業に取り組み、坂下町が過疎であっても活気のある町・元気な町・豊かな町・町民が幸せを感じる町になるよう期待します。

いくつかの事業について取り上げます。

ふるさと納税については、3 年度に町長自ら奔走し増加させました、その効果が継続できるよう 4 年度も引き続き努めてください。

土木関係においては、丈助橋の改修を県代行事業採択に働きかけ実現の見通しとなり、その行動力を評価します。

また、今まで要望に対して応えられなかった、原集落内の町道改良工事を予算化、42 条 2 項道路、俗にいうみなし道路対策として積極的な予算の投入は、町民生活への支援であります。

消防予算においては、団員報酬の増額を予算化したことは、団員待遇を向上することにより、町民の安心安全に寄与するもの信じます。

ほかにも申し上げたきことがあります、町長の行動力と行政執行の手腕に期待し、賛成の討論とします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 19 号「令和 4 度会津坂下町一般会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号「令和 4 年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 20 号「令和 4 年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号「令和 4 年度会津坂下町介護保険特別会計予算」についての討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 21 号「令和 4 年度会津坂下町介護保険特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号「令和 4 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」についての討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 22 号「令和 4 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告とおり可決されました。

次に、議案第 23 号「令和 4 年度会津坂下町下水道事業特別会計予算」についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 23 号「令和 4 年度会津坂下町下水道事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号「令和 4 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 24 号「令和 4 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号「令和 4 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算」についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 26 号「令和 4 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号「令和 4 年度会津坂下町水道事業会計予算」についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 26 号「令和 4 年度会津坂下町水道事業会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第 27 号の質疑・討論・採決

日程第 15、議案第 27 号「会津坂下町課設置条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

今回、設置条例が出されて、課が、これが実現すれば、前町長時代を含めると二つの課が増設ということになります。前々町長のときに、部長制をしいたりして、課を部長制で五つにして、非常にスリムな課の体制が続いていたんですが、それが前回一つ増え、今回また一つ増やすとなると、人口減が進んでいて収縮しているんですが、町の行政組織がこう大きくなってしまう。やはり設置することはいろいろ考えても、じゃあどこか縮小するとか、そういったことについての考えはないのかお伺いいたします。

◎副町長(板橋正良君)

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

板橋副町長。

◎副町長(板橋正良君)

前の前町長時代から子ども課が増え、今回につきましては庁舎整備の課を新たに設けさせていただきたいという部分でございます。行政の事務事業につきましては、ある程度多岐にわたりまして、なおかつ深くなっているというふうな状況になっております。それに絶えず行政のシステムを変えていかなくちやいけない部分もございますので、その中身の中で、確かな事業を執行するためには、ある程度専門的な課を設けなければいけないところもございます。例えば、子ども課でありますと、多岐にわたっていた部分を子どもに特化する、子どもの幼児教育、保育行政に特化するような形で子ども課を設置させていただいたという部分がございますし。

今回の庁舎建設につきましては、短期間でよりよいものを建てるような形に進めなければならないものですから、そこに特化していけるような組織体制をつくらなければならないというふうな判断のもとで、今回、期間限定という形にはなろうかと思いますが、庁舎建設に至るまでのプロセスを責任を持って遂行できる体制づくりを進めるために、改めて課の設置をさせていただいたというところでございまして、今後様々な形での行政需要の中で、専門的に特化しなければいけないという部分があれば、課の設置も必要になってくるのかなと、今後必要になってくるのかなというふうには考えているところでございます。

統合できる部分には統合できる行政需要が、統合できる部分があれば、今度は課を統合して一つの課で行政執行をしていくというふうな形には今後なるのかなというふうには考えておりますので、様々な行政需要に特化した中で確かな事務事業を遂行するための課という部分で、町としては考えて課の設置を進めているというような状況になっ

ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

新しく課長が生まれれば、課長職相当に見合った給与というものは出てくると思ひますが、全体の職員の給与、そういったことによる影響があるのか。やはり課長職相当になれば、その分 1 人分の給与というのが余計になると思ひんですが、その辺もう少し詳しく教えていただきたいと存じます。

◎副町長(板橋正良君)

議長、副町長。

◎議長(水野孝一君)

板橋副町長。

◎副町長(板橋正良君)

年齢的に上がってきますと、實際的には上がり幅、給料の上げ幅は少なくなります。實際的には課長職になれば一つ上の号給になりますので、實際的に今の給料、班長さんの給料から隣の号給にいったときの直近上位の給料を適用していくような形になりますので、ある程度課長になったときは若干は上がりますが、そんなに若年層に比べての上げ幅は少ないというふうな状況になっています。實際的には今回の課長 1 人増やすことによつては、若干ではありますが、総額の給与費の中では若干増額になっているというふうな状況になっております。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長(水野孝一君)

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

庁舎整備課につきましては、全協でも説明を受けているところではございますが、新庁舎建設後は廃止するというような期間限定であるということですか、人材配置、3 名から 4 名程度であるというような話であり、スペシャリストが必要だということですが、外部からの登用ではなく、庁舎内で人材を雇用するというような話で伺っていますが、3、4 名程度の中に課長、班長、係長、職員の方いらっしゃると思ひんですが、課の部屋も別に分けるということではございますが、単純にそのことを前提に考えますと、私

などは建設課の中の班のほうが、建設関係の課の中で様々な相談ができ、様々な人材の中での、課の中での解決の模索などできるのではないかと、効率がよくなるのではないかと客観的に思ってしまうんですが、それを独立させる、課として独立させることによるメリットをもう少しわかりやすく丁寧に説明を願えればと思います。

◎副町長(板橋正良君)

議長、副町長。

◎議長(水野孝一君)

板橋副町長。

◎副町長(板橋正良君)

今回、新たな部分で課を設置した大きな部分につきましては、いろんなこれから手法の部分がございます。単純に建設であれば、建設課内の技術を用しながら、まとめて建設、単純建設という形にもいけるかと思うんですが、そのほかに、实际的にこれからじゃあどういうふうにして返済、返済というか、どういう手法で建設をしていくのか、例えば町が一切、借入金をしながら建設していくのか、それともリース方式でいくのか、様々な手法を勉強しなければいけないというところがございますので、今、建設課の中での業務につきましては、いろんな土木事業、建築事業、担当1人でずっと動かしている部分がございます。その部分も含めて、新たな建設に対してどういうふうな手法を求めていくのかという部分については、やはりそこに特化した中での議論も必要ですし、いろんな様々な全国的な調査も必要でしょうし、考え方をまとめあげるにも一つのことをやっていくには、一つの課であったほうがいろいろな利点等ございますし、そこに責任を持ってやっていくと、庁舎建設に対して責任を持って、こういう方法でやるということをご提案できるような、説明できるような体制づくりを一つの課としてやっていきたいという部分ございましたので、建設課の中に庁舎建設の部署を半年でつくるのではなく、新たに責任を持った課の中で、これからの庁舎について創造していくと、建設に向けてプロセスを、ロードマップをつくりあげていくというふうな形のもとで、今回、課ということで、新たな課ということで、今回設置させていただきたいという部分でございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はございませんか。

◎7番(小畑博司君)

議長、7番。

◎議長(水野孝一君)

7番、小畑博司君。

◎7番(小畑博司君)

同様の質問になるかと思いますが、課を設置することによって専門性を持たせる、あるいは責任を持っていただくというのは、責任は常に持ってやってらっしゃると

は思うんですけども、やっぱりメリット、デメリットって、やっぱりはっきりしたほうがいいと思います。町としては定員ぎりぎりですらやってらっしゃると、その中で増員をするわけでもなく、新しい課を設置して、3、4人で責任を持っていただいて、財政や建て方やら、どういう建物にするかまで含めて、その4人の方に集中するということであっても、実際、建設が進む、あるいは計画が進む中で、庁舎全体の庁内会議の打ち合わせ、それぞれの知恵を出し合う場というのは必ず必要になってくると思うんですが、逆にいうと、それだけびっちり課として、課長を先頭に4人が、ものすごい重責の中でやることになる。別に置かれればですね。というよりは、やはり同じ責任を持っていただくとしても、建設課内で庁舎整備室か、例えば整備室というような形で責任を持ってまとめるけれども、横断的にいろんなそれぞれのベテラン、行政マンとしての知恵を集約していかなくちゃいけないということですね。

だからむしろ、課というよりは、そういう課ではなくて、推進室みたいなそういう形であったほうが、後々いいんじゃないかというふうに私は勝手に、素人考えで思うんですけども、その辺どのように思われますか。

◎副町長(板橋正良君)

議長、副町長。

◎議長(水野孝一君)

板橋副町長。

◎副町長(板橋正良君)

課を、ある程度一つの課で責任を持たせることによって、隣の課、町全体を横断的にやれるというのは、やっぱり課だと思います。その使命を受けて、庁舎建設という一つの、例えば使命を受けて、それにおいて横断的にできるというのは、庁議とか、課長会とかいろんな形を使いながら横断的にできるのは、やっぱり課長という部分の使命感を持ってやっていくという部分は、私は重要じゃないかなというふうには考えております。

そのためにも、庁舎建設という一大、もう一生に一度というか、100年に一度、実際的にはやるかやらないかという部分も極端に言うところかと思いますが。その一大事業に対して、課を超えながら、町全体として進めていくというのは当たり前のことでありまして、その中の横断的に指揮を取るということで、課、庁舎建設の課長という部分を設けさせていただいて、横の連携を取りながら庁舎を建設していくというふうな部分で進めていきたいというふうには考えているところです。

実際的にそこで何人配置するかというのはこれからの部分になりますが、ほかの部分である程度人数を調整させていただきながら、必要最小限の人数を配置させていただいて、全体的な行政を執行していくというふうな考えのもとで、今回、4月1日の人事異動に向けて、今現在いろんな形で調整させていただいているというような状況になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎7番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

最終的になかなかよくわからないというのが実際でございまして、本当に課を設置したほうがいいのかどうなのかというのは、ちょっと私も判断つかなくなっちゃっているんですけども、いずれにしても定員を増やすわけではなくて、3、4 人の体制という、新たにつくるということです。ほかの行政サービスに影響が出るというようなことはないと思うんですが、その辺についての手当についてはいかがでしょうか。

◎副町長（板橋正良君）

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

板橋副町長。

◎副町長（板橋正良君）

この課の設置を予定するにあたっては、前段、各課、その課のほうをメインとして、各班長との調整を行っております。全体的な機構改革として、各班長さん方からのヒアリング等も行いながら、最終的に、これでいけるのではないかということでの数値等も出していただきながら、それを全体的に調整させていただいて、町として課長会とか、庁議の中で、こういう配置の中でこういうふうにしていきたいということで、町として意思決定をさせていただいたというところでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 27 号「会津坂下町課設置条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩のため休議といたします。

(午前 11 時 02 分)

再開を 11 時 15 分といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午前 11 時 15 分)

◎議案第 28 号から議案第 35 号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 16、議案第 28 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 10 号）」から
議案第 35 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 5 号）」を一括議題と
いたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第 28 号 令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 10 号）

議案第 29 号 令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 30 号 令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 31 号 令和 3 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 32 号 令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 33 号 令和 3 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予
算（第 3 号）

議案第 34 号 令和 3 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 35 号 令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 5 号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第 28 号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

私からは、議案第 28 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 10 号）」についてご説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から 8,978 万 4 千円を減額し、予算の総額を 95 億 2,461 万 8 千円とするものです。第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるとするものです。

第 2 条、繰越明許費は、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越しで使用できる経費は「第 2 表繰越明許費」によるとするものです。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」によるとするものです。

今回の補正予算は、年度末を迎え、歳入歳出とも実質的見込みによる事業費の補正及びそれに伴う国県支出金、地方債の補正が主なものでございます。

1 ページをご覧ください。

第 1 表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5 ページをご覧ください。

第 2 表繰越明許費についてご説明申し上げます。

4 年度へ繰り越す事業は 17 事業 2 億 6,909 万 2 千円であります。繰り越す理由は、国の第 1 号補正予算を活用し、町の第 8 号補正予算と本補正予算で事業化し、年度内に完了することができないことから繰り越すものでございます。

2 款 3 項社会保障・税番号制度事業はマイナンバーカード所有者の転入・転出手続きのワンストップ化に係るシステム改修業務委託で、4 年の 12 月完了予定でございます。

3 款 1 項住民税非課税世帯等臨時特別支援事業は住民税非課税世帯等への 10 万円現金給付で清算業務を含め 4 年 12 月完了予定であります。

3 款 2 項子育てふれあい交流センター改修事業は、子育てふれあい交流センターの屋根塗装等設計で、4 年 6 月完了予定です。

4 款 1 項燃料券配布事業は、5,000 円の燃料券を全町民に配布する事業で、4 年 8 月の完了予定です。みんなのトイレ建設事業は、南小学校脇のトイレの測量設計及び建設工事で、4 年 10 月の完了予定です。テレワークセンター環境整備事業は、テレワークセンターに隣接する通路の改修を追加したため、年度内の完了は困難であり、4 年 5 月中旬の完了予定です。鶴沼緑地公園テニスコート改修事業は、鶴沼緑地公園テニスコート 3 面分の改修で、4 年 10 月の完了予定です。ばんげ東公園プール循環ポンプ改修事業は、プール循環ポンプの改修設計で、4 年 7 月の完了予定です。ばんげ東公園内トイレ改修事業は、東公園内トイレの改修事業を実施するもので、4 年 9 月の完了予定です。ばんげ中学校トイレ改修事業は、中学校トイレの洋式化の設計及び工事で、4 年 9 月完了予定です。児童送迎用公用車購入事業は、児童送迎用ワゴン車 1 台を購入するもので、4 年 8 月完了予定です。子育てふれあい交流センター空調設備整備事業は、空調設備を増

設する設計及び工事で、4年7月完了予定です。

6ページをご覧ください。

4款1項ばんげ保育所空調設備整備事業は、空調設備を増設する設計及び工事で4年7月完了予定です。

6款2項ふくしま森林再生事業は、地権者との調整に時間を要したことで繰り越すもので4年7月完了予定であります。

8款2項橋りょう整備事業は、丈助橋架け替え工事の測量設計を実施するもので、5年3月の完了予定です。

8款4項公共下水道事業は、下水道事業特別会計への繰出金で、町道北裏通り線の管渠工事等において湧水の発生により年度内完了が困難で繰り越すもので、4年8月の完了予定です。

10款2項ばんげ南小学校屋上防水改修事業は、ばんげ南小学校の屋上改修の設計で、4年4月中の完了予定です。

続きまして、7ページをご覧ください。

第3表地方債補正についてご説明いたします。

会津西部斎苑整備事業は火葬炉や施設の改修費の確定により10万円を減額し280万円とするものです。農業用河川工作物応急対策事業は、県営農業用河川工作物関連応急対策事業に対する負担金で、事業費の確定により210万円を減額し220万円とするものです。ため池等整備事業は、県営老朽ため池等整備事業に対する負担金で、事業費の確定に伴う負担金の減により180万円を減額し140万円とするものです。橋梁整備事業は、長井橋の改修工事の起債対象額の確定により60万円を減額し1,170万円とするものです。町営住宅整備事業は、古町川尻団地1号棟給水設備工事の確定で670万円を減額し1,280万円とするものです。河川改修整備事業は、水無川整備起債対象額の確定により60万円を減額し200万円とするものです。消防施設整備事業は、県総合情報通信ネットワークの負担金の確定により60万円を減額し400万円とするものです。

以上、変更7件で合計1,250万円を減額し3,690万円といたします。

続いて、事項別明細書についてご説明申し上げます。

1ページ総括の歳入につきましては、1款町税から21款町債まで、補正前の額96億1,440万2千円、補正額8,978万4千円の減、補正後の額95億2,461万8千円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款議会費から13款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額は歳入と同額で財源内訳は国県支出金6,784万5千円の減、地方債1,250万円の減、その他特定財源540万5千円の減、一般財源403万4千円の減となります。

3ページをご覧ください。

2の歳入の詳細についてご説明いたします。

1款1項2目法人税補正額2,700万円の増は、当初新型コロナによる減収を見込んでおりましたが、今年度の調定見込額により増額するものであります。

1 款 2 項 1 目固定資産税補正額 2,000 万円の増は、これも当初見込んでいた新型コロナによる減免申請が少なかったため増額するものであります。

1 款 3 項 2 目軽自動車税種別割補正額 350 万円の増は、標準税率車両の増などにより収入見込額を増額するものであります。

4 ページをご覧ください。

1 款 4 項 1 目たばこ税補正額 1,400 万円の増は、売上見込の 124 万本増によるものでございます。

3 款利子割交付金は、県の交付見込み資料により減額するものであります。

6 款法人事業税交付金は、県におきましては、コロナ禍により法人事業税を 300 億円と見込んでおりましたが、600 億円となったことにより、交付金が増額となるものでございます。

5 ページをご覧ください。

9 款 1 項地方特例交付金は、特例措置により減額された固定資産税の補てんを想定しておりましたが、次の 2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金が増設されたため、全て減額するものでございます。2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、3 年度に特例措置により減額された固定資産税に対して交付されるもので全額増となります。

12 款 2 項 2 目民生費負担金補正額 120 万円の減は、老人福祉施設入所者 2 名減によるものでございます。4 目教育費負担金補正額 77 万 6 千円の増は、町外からの受け入れ園児 1 名増によるものでございます。

6 ページをご覧ください。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 1,063 万 9 千円の減は、1 節の自立支援医療が人口透析患者 2 名減、4 節の子どものための教育・保育給付費は 0 歳児入所者数 6 名の減、子育てのための施設等利用給付交付金は、預かり保育 52 名減によるものでございます。2 項 1 目総務費国庫補助金 311 万 2 千円の増は、社会保障・税番号制度補助金が交付事務経費の減、社会保障・税番号制度システム整備費補助金がマイナンバーカードによる転出・転入手続きのワンストップ化システム改修分の全額増であります。2 目民生費国庫補助金 3,873 万 4 千円の減は、2 節保育士等处遇改善臨時特例交付金は民間保育士の賃上げ分の 2 月、3 月分の交付金です。3 節住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金は給付見込み 393 件減によるものでございます。3 目衛生費国庫補助金は 1 節循環型社会形成推進交付金は合併浄化槽設置実績による減であります。

7 ページをご覧ください。

感染症予防事業費等国庫負担金は健診結果の様式標準化と健診結果のマイナンバー連携システム改修の補助金で全額増であります。4 目土木費国庫補助金補正額 721 万 8 千円の減は、1 節道路メンテナンス事業費補助金が、補助額の確定による減、2 節社会資本整備総合交付金は補助額の確定及び年度間調整による減であります。5 目教育費国庫補助金補正額 16 万 7 千円の減は、特別支援教育就学奨励費補助金で、対象の小学生 1 名減、中学生 3 名減によるものでございます。3 項 2 目民生費国庫委託金補正額 8 万 1

千円の増は、年金手帳廃止に伴うシステム改修分であります。

8 ページをご覧ください。

15 款 1 項 2 目民生費県負担金補正額 36 万 1 千円の増は、1 節が後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定による増、2 節は自立支援給付費等負担金が人口透析患者の減による減、3 節は国保の保険基盤安定負担金の確定による増、6 節は子どものための教育・保育給付費は入所者数の減による減、子育てのための施設等利用給付交付金は、預かり保育人数の減による減であります。2 項 2 目民生費県補助金補正額 193 万 4 千円の減は、1 節は重度障がい者医療扶助費の減、3 節は児童福祉費補助金の、ふくしま多子世帯保育料軽減事業費補助金が対象者 2 名の増、施設型給付費地方単独費用補助金が事業費の確定による増であります。

9 ページをご覧ください。

3 目衛生費県補助金補は、合併浄化槽設置実績による補助金の減です。4 目農林水産業費県補助金補正額 535 万 7 千円の減は、各交付金・補助金の確定によるものであります。産地生産基盤パワーアップ事業は農業機械 5 台の導入に補助内示があったもので全額増となります。5 目商工費県補助金補正額 211 万 6 千円の減は、消費者風評対策市町村支援事業交付金はコロナ禍で活動を縮小したためでございます。

10 ページをご覧ください。

6 目教育費県補助金は、事業費の確定によるものでございます。3 項 1 目総務費県委託金は、選挙費の確定によるものであります。

17 款 1 項 1 目一般寄附金補正額 13 万 8 千円は 2 件分の増でございます。

11 ページをご覧ください。

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金は、稲作経営持続化支援金に充当するために繰り入れした 6,000 万円と、除雪経費のため専決処分で繰り入れした 2,974 万 9 千円の財源が確保できたため、繰り戻しするもので、これにより財政調整基金残高は 5 億 8,248 万円となります。2 項 1 目介護保険特別会計繰入金は、介護報酬改定に伴うシステム改修費の確定によるものであります。

20 款 4 項 4 目学校給食費は、学校と幼稚園給食の喫食数の減であります。5 目雑入補正額 57 万 8 千円の減は、光ケーブル移転補償金が片門地区光ケーブル移転補償金の減となります。

12 ページをご覧ください。

宝くじ助成金が交付確定による増、光ファイバー芯線賃貸借料は電柱増による賃貸借料の増であります。

21 款町債は第 3 表地方債の補正で説明したとおり、変更が 7 件であります。これにより、町債の総額は 1,250 万円減の 10 億 1,067 万 7 千円となります。この内臨時財政対策債が 2 億 3,977 万 7 千円、坂下厚生病院負担金分 6 億 1,700 万円を除く一般事業への事業債は 1 億 5,390 万円で上限の 2 億円以内におさまっております。

14 ページをご覧ください。

3 の歳出についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目議会費補正額 181 万円の減については、コロナ禍に伴う旅費の減であります。

2 款 1 項 1 目一般管理費補正額 1,120 万円の減は、4 節は 8 名の育児休暇取得による減、12 節は職員健診実績による減であります。

15 ページをご覧ください。

5 目財産管理費補正額 5,013 万 8 千円の増は、財政調整基金が一般寄附 2 件分の増、減債基金 2,000 万円増と行政センター建設基金 3,000 万円の増が、本補正予算での余剰金を積立てをするものでございます。6 目企画費補正額 106 万 8 千円の増は、運行維持対策定期券の実績による増であります。8 目電算管理費補正額 136 万 5 千円の減は、片門地区の光ケーブル移転工事費の確定による減と、電線施設共架料の確定による増であります。10 目新庁舎建設費補正額 63 万 8 千円の増は、旧江戸鮎の浄化槽廃止に伴う汚泥引き抜き増でございます。

16 ページをご覧ください。

2 款 2 項 1 目税務総務費補正額 91 万 4 千円の減は、軽自動車税と住民税の税制改正システム改修費の確定によるものです。3 項 1 目戸籍住民基本台帳費補正額 262 万 6 千円の増については 11 節と 13 節がマイナンバー交付事務の実績見込みによる減、12 節がマイナンバーカードの転出・転入手続きのワンストップ化に係るシステム改修の全額増であります。

17 ページをご覧ください。

4 項 3 目衆議院議員総選挙費補正額 268 万円の減は、全て選挙費の確定によるものです。

19 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費補正額 369 万 3 千円の減は、国民健康保険特別会計繰出金は軽減世帯の増のため増、介護保険特別会計繰出金は食費等給付の減によるものでございます。

20 ページをご覧ください。

2 目障がい者福祉費補正額 874 万 4 千円の減は、重度障がい者支援事業が障がい者の医療費扶助で実績により減額、自立支援医療が透析患者の減により減額するものです。過年度返還金は、過年度の重度心身障がい者医療費補助の返還金です。3 目老人福祉費補正額 400 万円の減は、入所者 2 名減により減額するものでございます。4 目国民年金費補正額 8 万 2 千円の増は、年金手帳廃止に伴うシステム改修分であります。5 目臨時福祉給付費補正額 3,930 万円の減は、給付金の見込件数 393 件減としたものでございます。2 項 1 目児童福祉総務費補正額 18 万 6 千円の増は、対象者 2 名増によるものでございます。

21 ページをご覧ください。

22 節は 2 年度の子ども子育て支援交付金返還金であります。4 目児童福祉施設費補正額 1,027 万 4 千円の減は、保育所の事業費確定によるもので、1 節が会計年度任用職員 1 名をフルタイム給与にしたための減、12 節が給食喫食実績見込みによる減、18 節の施

設型給付費が民間保育施設への補助金確定による減、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金が民間保育士の賃上げ分 2 月分、3 月分を補助するもので全額増です。5 目臨時福祉給付費補正額 17 万 6 千円の増は、2 年度の子育て世帯臨時特別給付金事務費の返還金であります。

4 款 1 項 2 目予防費補正額 1,453 万 8 千円の減は、健診や予防接種の事業費確定によるものです。

22 ページをご覧ください。

22 節は 2 年度母子保健衛生費国庫補助金の返還金であります。3 目環境衛生費補正額 670 万 6 千円の減は、1 節と 12 節が食品等放射性物質検査事業実績による減、18 節は合併処理浄化槽設置実績による減です。4 目斎苑管理運営費補正額 14 万 8 千円の減は、火葬炉工事实績によるものです。5 目新型コロナウイルス感染症対策費補正額 54 万 1 千円の増はテレワークセンターの外構工事で隣接道路の改修による増額となります。

23 ページをご覧ください。

6 款 1 項 1 目農業委員会費補正額 27 万 2 千円の減は、全て事業費の確定によるものでございます。2 目農業総務費は、農業委員会交付金の増による財源内訳の補正であります。3 目農業振興費補正額 431 万 2 千円の増は、各事業費の確定及び県補助金の確定に加え、産地生産基盤パワーアップ事業が、新たに農業機械 5 台の導入に対する補助の内示があったもので全額増となっております。

24 ページをご覧ください。

5 目農地費補正額 317 万円の減は、18 節が県営土地改良事業の負担金確定による増減であります。27 節が農業集落排水事業の維持管理費等確定による減であります。2 項 1 目林業振興費補正額 660 万円の減は、事業費の確定によるものでございます。

25 ページをご覧ください。

7 款 1 項 2 目商工業振興費補正額 130 万円の減は、物産振興のための風評被害対策 PR 事業がコロナ禍で活動を縮小したものでございます。

8 款 2 項 6 目橋りょう新設改良費は道路メンテナンス事業費補助金の確定により橋りょう整備事業債の減による財源内訳の補正であります。3 項 2 目河川維持費河川改修整備事業債の確定による財源内訳の補正であります。4 項 2 目土地区画整理費補正額 232 万 1 千円の増は、坂下東第一地区土地区画整理事業における財源内訳の変更による増であります。

26 ページをご覧ください。

4 目下水道費補正額 761 万 6 千円の減は、下水道事業の事業費の確定による繰出金の減であります。5 目都市下水路費補正額 261 万円の減は、抜戸堀分の事業費確定による減でございます。5 項 1 目住宅管理費補正額 1,525 万 2 千円の減は、社会資本整備総合交付金の確定に合わせ、工事内容が縮小となり、起債も減額となっております。

9 款 1 項 1 目非常備消防費補正額 68 万 8 千円の減は、県総合情報通信ネットワーク負担金の確定によるもので、起債も併せて減額となっております。

27 ページをご覧ください。

10 款 2 項 2 目教育振興費補正額 100 万円の減は、就学援助費の実績によるものでございます。3 項 1 目学校管理費補正額 200 万円の減は、遠距離通学用定期券の減によるものです。2 目教育振興費補正額 80 万円の減は、就学援助費の実績による減であります。28 ページをご覧ください。

4 項 1 目幼稚園費補正額 254 万円の減は、通園運転業務事業費の確定によるものでございます。5 項 2 目公民館費補正額 50 万円の減は、放課後子ども教室の指導員の減によるものでございます。6 項 2 目学校給食費補正額 391 万 8 千円の減は、給食喫食実績見込みによるものでございます。

29 ページをご覧ください。

13 款 1 項 1 目予備費補正額 176 万 6 千円の増は、歳入歳出額の調整による増額となります。これにより予備費総額は 9,737 万 2 千円ありますが、除雪費をはじめとする予備費執行済額は 6,188 万 3 千円で実質残額は 3,548 万 9 千円となるものでございます。説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 29 号から議案第 31 号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私からは、議案第 29 号「令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」について、ご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,654 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 2,059 万 6 千円としたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正につきましては、精算が主なもので、歳入については、国庫補助金、県補助金並びに一般会計からの繰入金の補正、歳出については、保険給付費の給付増と保健事業費の精算となります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをご覧ください。

1 の総括になります。まず、歳入であります。

3 款国庫支出金から 6 款繰入金まで合計 1,654 万 7 千円を追加し、歳入合計を 18 億 2,059 万 6 千円にするというものであります。

次に2ページをお開きください。歳出であります。

2款保険給付費から9款予備費まで、合計1,654万7千円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の18億2,059万6千円にするというものです。財源内訳は、国県支出金が477万4千円の増、一般財源が1,177万3千円の増であります。

3ページ以降は詳細の説明になります。

2の歳入になります。

3款1項1目災害臨時特例補助金47万1千円の増は、新型コロナウイルス感染症の影響により減免した国保税について、減免した額の10分の6相当が補助の対象になります。

4款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金572万8千円の増は、歳出の療養給付費の給付増に伴い交付対象額が増加となるためです。2節特別交付金147万1千円の減は、すでに交付申請を行ったものの見込額を算出したものについて、交付額及び交付見込額に補正するものでございます。2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業費補助金4万6千円の増は、対象となる小学4年生から高校3年生までの医療費について交付額が決定したことによるものです。

4ページをお開きください。

6款1項1目一般会計繰入金の1節保険基盤安定繰入金764万7千円の増は、対象となる国保税の軽減額が増えたことによるものです。4節財政安定化支援事業繰入金441万1千円の増は、基準となる国保税軽減額及び国保税軽減世帯の割合がともに増加したためです。5節その他一般会計繰入金28万5千円の減は、医療費無料化の対象となる乳児から高校生、妊産婦の給付見込額を算定し補正するものです。また、健康管理センター施設管理分については、健康管理センター高圧受変電設備更新工事の契約金額が確定したことにより、対象となる施設管理費が減少したためです。

5ページをご覧ください。

3の歳出になります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費373万円の増は、12月の診療分までの給付実績の増及び今後の伸び等見込みまして、負担金分の増額補正し、補助金分については、対象となる乳児から高校生、妊産婦の給付実績により計上いたしました。

2款2項1目一般被保険者高額療養費334万9千円の減は、給付実績及び今後の給付見込みが当初予算を下回るため、減額補正するものでございます。

6ページをお開きください。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分については、財源内訳の補正となります。

5款1項1目特定健康診査等事業費336万2千円の減は、集団健診の受診者が確定したことにより、健診結果通知、郵便料及び健診委託料を減額するものでございます。

5款3項1目施設管理費100万9千円の減は、健康管理センター高圧受変電設備更新工事が完了したことにより、工事請負費が確定したことから減額するものでございます。

7ページをご覧ください。

9款1項1目予備費は2,053万7千円の増となり、4,574万5千円となります。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 30 号「令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 304 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 3,634 万 6 千円としたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、保険料見込額の変更及び事業の精算による補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

1 の総括になります。まず、歳入であります。

1 款保険料から 7 款繰入金まで合計 1 億 304 万 2 千円を減額し、歳入合計を 23 億 3,634 万 6 千円にするというものでございます。

次に 2 ページの歳出であります。1 款総務費から 6 款予備費まで、歳出合計を歳入合計と同額の 23 億 3,634 万 6 千円にするというものです。財源内訳は、国県支出金 4,209 万 7 千円の減、その他の財源 3,380 万 8 千円の減、一般財源が 2,713 万 7 千円の減であります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入であります。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料、1 節特別徴収保険料 138 万 5 千円の増につきましては、普通徴収から年金の特別徴収に切り替わった方がいたことなどによる増、2 節普通徴収保険料 158 万円の増につきましては、新規 65 歳到達者等による増、3 節滞納繰越分普通徴収保険料 54 万円の減は、実績見込みによる減となります。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金、1 節現年度分 2,068 万 9 千円の減は、7 ページから 10 ページまでの歳出の 2 款保険給付費に係る国負担居宅分 20%、施設分 15%の減によるものでございます。

3 款 2 項 1 目調整交付金、1 節現年度分調整交付金 148 万 3 千円の減は、交付率確定によるものでございます。

4 ページをお開きください。

3 款 2 項 2 目地域支援事業交付金、1 節現年度分 64 万 2 千円の増は、10 ページから 11 ページ、歳出の 3 款 1 項介護予防・生活支援サービス事業費と 3 項包括的支援事業等費・任意事業費の国庫補助分であり、それぞれ 25%と 38.5%となります。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金、1 節現年度分 3,454 万 2 千円の減は、歳出の 2 款保険給付費の支払基金交付金分 27%でございます。同じく 2 目地域支援事業支援交付金、1 節現年分 73 万 4 千円の増は、10 ページから 11 ページ、歳出の 3 款 1 項介護予防・生活

支援サービス事業費の増による支払基金交付金分 27%でございます。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金、1 節現年度分 2,088 万 8 千円の減は、7 ページから 10 ページ、歳出の 2 款保険給付費の県負担分であり、居宅 12.5%、施設 17.5%でございます。

5 ページをご覧ください。

5 款 2 項 1 目地域支援事業交付金、1 節現年度分 32 万 1 千円の増は、10 ページから 11 ページの歳出の 3 款 1 項介護予防・生活支援サービス事業費と 3 項包括的支援事業等費・任意事業費の県補助金分であり、それぞれ 12.5%と 19.25%でございます。

7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金、1 節現年度分 1,599 万 3 千円の減は、7 ページから 10 ページの歳出の 2 款保険給付費の町負担分 12.5%でございます。同じく、2 目地域支援事業繰入金、1 節介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 33 万 9 千円の増、2 節包括的支援事業・任意事業繰入金 1 万 8 千円の減は、10 ページから 11 ページの歳出、3 款 1 項介護予防・生活支援サービス事業費、3 項包括的支援事業等費・任意事業費の町負担分であり、それぞれ 12.5%と 19.25%でございます。同じく、4 目その他一般会計繰入金 11 万円の増は、介護事業所台帳管理システム初期導入による増でございます。

6 ページをお開きください。

7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金、1 節介護給付費準備基金繰入金 1,400 万円の減は、介護給付費が見込みより減になったことなどにより、基金からの繰り入れが必要なくなったためでございます。

7 ページをご覧ください。

3 の歳出になります。

1 款 1 項 1 目一般管理費 11 万円の増は、介護事業所台帳管理システム初期導入によるものです。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費 1,576 万円の減は、訪問・通所利用件数の減などによるものでございます。同じく 2 目地域密着型介護サービス給付費 1,212 万 5 千円の減は、デイサービスなどの利用件数減によるものでございます。同じく 2 款 1 項 3 目施設介護サービス給付費 7,352 万 1 千円の減は、利用件数減によるものでございます。同じく 4 目居宅介護福祉用具購入費から 8 ページ、居宅介護サービス計画給付費までは、財源内訳の補正でございます。

8 ページをお開きください。

2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費 106 万 2 千円の減は、利用件数減によるものでございます。同じく 2 目地域密着型介護予防サービス給付費 190 万円の減は、デイサービスなどの利用実績が減となったによる補正となります。3 目介護予防福祉用具購入費から、9 ページ、2 款 3 項 1 目審査支払手数料までは、財源内訳の補正となります。

9 ページをご覧ください。

2 款 4 項 1 目高額介護サービス費 85 万 2 千円の増は、実績見込み額増による補正となります。

2 款 5 項 1 目高額医療合算サービス費は、財源内訳の補正でございます。

10 ページをお開きください。

2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費 2,441 万 5 千円の減は、利用件数が見込みより少なかったことや令和 3 年 8 月の制度改正により食費の負担限度額が変更になったことによるものでございます。

3 款 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業、12 節委託料は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の一部が開催できなかったことにより 59 万 4 千円の減、18 節負担金補助及び交付金 309 万 5 千円の増は、各々のサービス利用件数増によるものでございます。同じく 2 目介護予防ケアマネジメント事業費 15 万 4 千円の増は、利用者件数増によるものでございます。

11 ページをご覧ください。

3 款 3 項 4 目任意事業費 1 万 3 千円の増は、成年後見申立て見込人数 1 名増によるものでございます。同じく 8 目地域ケア会議推進事業 11 万 1 千円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により地域ケア会議を一部開催できなかったことによるものでございます。

3 款 4 項 1 目審査支払手数料 1 万 4 千円の増は、審査件数の増によるものでございます。

3 款 5 項 1 目高額介護予防費相当事業 5 万円の増は、実績見込み額増による補正となります。

12 ページをお開きください。

4 款 15 項 5 目他会計繰出金 43 万 8 千円の増は、令和 2 年度介護報酬改定等に伴うシステム改修精算による町への返還分となります。

5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金 7,000 万円の増は、次期介護保険事業計画のため積み立てをするものでございます。

6 款 1 項 1 目予備費は、4,828 万円の減で 7,294 万円となります。

以上説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 31 号「令和 3 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものでございます。

第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ 61 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 8,618 万 3 千円としたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものでございます。

今回の補正は、被保険者の異動による保険料見込み額の変更、及び保険基盤安定対策による繰入金額の補正によるものでございます。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

1 の総括になります。まず、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料から 3 款繰入金まで合計 61 万 5 千円を追加し、歳入合計を 1 億 8,618 万 3 千円にするというものでございます。

次に 2 ページの歳出であります。2 款後期高齢者医療広域連合納付金に 61 万 5 千円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の 1 億 8,618 万 3 千円にするというものでございます。財源内訳は、一般財源が 61 万 5 千円の増となります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入であります。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、1 節特別徴収保険料 305 万 7 千円の減は、被保険者の死亡及び移行等による減で、普通徴収への移行による減となります。2 節普通徴収保険料 357 万 6 千円の増は、新規被保険者の増、及び特別徴収からの移行によるものでございます。

3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金 9 万 6 千円の増は、額の確定によるものであります。

4 ページをお開きください。

3 の歳出であります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 61 万 5 千円の増は、保険料の変更、及び繰入金額の確定によるものでございます。

以上説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたします。

（午後 0 時 08 分）

再開を午後 1 時 10 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 1 時 10 分）

次に、議案第 32 号から議案第 35 号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第 32 号「令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによりたいとするものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 267 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,204 万 3 千

円としたいというものであります。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」によりたいというものであります。

今回の補正は、事業費の確定によるものを計上したものであります。

1ページをお開きください。「第1表歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

3ページをお開きください。「第2表繰越明許費」であります。

1款3項、事業名は公共下水道事業でありまして、翌年度へ繰り越して使用できる金額を1億7,935万5千円にしたいというものであります。

繰越の主な理由としましては、発注工事においては、想定外の湧水の発生による施工能率の低下、及び国県道道路管理者との協議に不測の日数を要したことによるものであります。業務委託においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、業務全般のスケジュールの見直しや、現地調査等に係る沿線地権者対応、及び土地改良区との占用協議に不測の日数を要したことなどから、年度内の完了が見込めないため繰り越すものであります。

内訳でございますが、工事が4件、業務委託が2件、補償が1件の計7件であります。

なお、繰り越す期間につきましては、町道北裏通り線ほか管渠工事が令和4年8月、町道安兵衛通り線ほか管渠工事及び町道上口線ほか管渠工事が令和4年6月、県道会津坂下会津高田線管渠工事が令和4年7月、管路DB整備事業アドバイザー業務委託が令和4年8月、管渠設計積算業務委託その2が令和4年6月、町道北裏通り線ほか管渠工事に伴う水道管布設替工事に係る補償が令和4年4月を予定しているところであります。

次に、事項別明細書の1ページをお開きください。

1総括、歳入であります。

1款分担金及び負担金から6款諸収入まで、補正額が267万9千円の減となり、補正後の歳入合計は5億4,204万3千円となります。

2ページをご覧ください。歳出であります。

1款下水道事業費から2款公債費まで補正額が267万9千円の減となり、補正後の歳出合計は5億4,204万3千円となります。

また、補正額の財源内訳は、特定財源として、その他の特定財源が745万9千円の増、一般財源においては1,013万8千円の減となっております。

2款公債費については、財源内訳の補正であります。

3ページをお開きください。歳入であります。

1款1項1目負担金75万3千円の増は、現年度分の歳入見込の増によるものであります。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 761 万 6 千円の減は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

6 款 3 項 1 目雑入は 418 万 4 千円の増であります。内訳としまして、水道工事費負担金 680 万 6 千円の増は、水道管理設工事との同時施工に係る土木工事アロケーション分の水道事業会計からの負担金であります。消費税還付金 252 万 2 千円の減は、消費税還付金の確定によるものであります。

4 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、10 万円の減であります。これは、10 節需用費でありまして、下水道まつり助成事業に係る消耗品費の減によるものであります。

1 款 2 項 1 目維持管理費 245 万 8 千円の減は、12 節委託料の処理場維持管理費の確定によるものであります。

1 款 3 項 1 目建設費は、12 万 1 千円の減であります。内訳としまして、7 節報償費 12 万 1 千円の減は、受益者負担金前納報償金の確定によるものであります。14 節工事請負費 120 万円の増、及び 21 節補償補填及び賠償金の水道管移設補償費 120 万円の減は、それぞれ事業費の確定によるものであります。

5 ページをお開きください。

2 款 1 項 2 目利子については、増減はございませんが、財源内訳の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 33 号「令和 3 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 82 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,831 万 9 千円としたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、事業費の確定及び精査によるものを計上したものであります。

1 ページをお開きください。「第 1 表歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをお開きください。

1 総括、歳入であります。

2 款財産収入から 3 款繰入金まで、補正額が 82 万 9 千円の減となり、補正後の歳入合計は、1 億 9,831 万 9 千円となります。

2 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事業費から 2 款公債費まで、補正額が 82 万 9 千円の減となり、補正後の歳出合計は 1 億 9,831 万 9 千円となります。

また、補正額の財源内訳は、特定財源として、その他の特定財源が 315 万円の減、一

般財源が 232 万 1 千円の増となっております。

3 ページをお開きください。歳入であります。

2 款 1 項 1 目不動産売払収入 315 万円の減は、処分を予定していた保留地の変更に伴い減額するものであります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 232 万 1 千円の増は、財産売払収入の減に伴う不足分を繰入金により補いたいとするものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項 1 目坂下東第一地区事業費は 18 万 3 千円の減であります。12 節委託料 9 万 8 千円の減は、建物等調査算定業務委託費の確定によるものであります。14 節工事請負費 8 万 5 千円の減は、工事請負費の確定によるものであります。

2 款 1 項 1 目元金 61 万 1 千円の減、及び 2 款 1 項 2 目利子 3 万 5 千円の減は、ともに償還金の確定によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 34 号「令和 3 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいとするものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 152 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,731 万 5 千円としたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいとするものであります。

今回の補正は、事業費の確定によるものを計上したものであります。

1 ページをお開きください。「第 1 表歳入歳出予算補正」であります。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをお開きください。

1 総括、歳入であります。

2 款使用料及び手数料から 3 款繰入金まで補正額が 152 万 4 千円の減となり、補正後の歳入合計は 6,731 万 5 千円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款農業集落排水事業費の補正額が 152 万 4 千円の減となり、補正後の歳出合計は、6,731 万 5 千円となります。

また、補正額の財源内訳は、その他特定財源が 30 万円の減、一般財源が 122 万 4 千円の減となっております。

3 ページをお開きください。歳入であります。

2 款 1 項 1 目使用料は、30 万円の減であります。これは、滞納繰越分の歳入見込みの減によるものであります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 122 万 4 千円の減は、歳入歳出における事業費の確定に

よるものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 2 項 1 目維持管理費は、152 万 4 千円の減であります。3 節職員手当等 57 万 1 千円の減は、退職手当組合負担金の額の確定によるものであります。10 節需用費 20 万円の減は、光熱水費の歳出見込によるものであります。12 節委託料 75 万 3 千円の減は、処理場維持管理費の確定によるものであります。

2 款 1 項 2 目利子につきましては、増減はございませんが、財源内訳の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 35 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 5 号）」についてご説明申し上げます。

第 1 条、令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条、令和 3 年度会津坂下町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

収入であります。

第 1 款水道事業収益では、既決予定額 5 億 2,383 万 3 千円に 78 万 1 千円を追加し、5 億 2,461 万 4 千円にしたいというものであります。

次に、支出であります。

第 1 款水道事業費用では、既決予定額 4 億 8,917 万 8 千円から 145 万 4 千円を減額し、4 億 8,772 万 4 千円にしたいというものであります。

第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 1 億 760 万 7 千円の補てん財源を、過年度分損益勘定留保資金 9,912 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 848 万 7 千円に改めるものであります。

次に、収入であります。第 1 款資本的収入では、既決予定額 4,453 万 2 千円から 30 万円を減額し、4,423 万 2 千円にしたいというものであります。

次に、支出であります。第 1 款資本的支出では、既決予定額 1 億 8,603 万 3 千円から 3,419 万 4 千円を減額し、1 億 5,183 万 9 千円にしたいというものであります。

次のページをお開きください。

第 4 条は、予算第 5 条に定めた企業債を、次のとおり補正したいというものであります。

借入限度額を 30 万円減額し、3,040 万円にしたいというものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

今回の補正は、事業費の確定及び精査によるものを計上したものであります。

1 ページ、2 ページをお開きください。実施計画であります。

詳細につきましては、5 ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

3 ページをご覧ください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の減少額は、補正前の 6,884 万 6,889 円から 4,293 万 7 千円減額し、2,590 万 9,889 円となり、資金期末残高は 7 億 1,871 万 7,070 円となります。

4 ページをお開きください。予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5 ページをご覧ください。予算明細書であります。

収益的収入についてご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目給水収益 75 万 3 千円の減は、使用水量が減となったため、水道使用料を減額するものであります。3 目その他の営業収益 153 万 4 千円の増は、指定給水装置工事事業者更新件数の減、及び水道加入見込件数の精査による加入金の増によるものであります。

6 ページをお開きください。収益的支出についてご説明申し上げます。

1 款 1 項 2 目配水及び給水費 508 万 8 千円の減は、委託料及び工事請負費の確定に伴う減であります。4 目総係費 72 万円の減は、旅費及び研修費の精査に伴う減であります。

1 款 2 項 3 目消費税及び地方消費税 435 万 4 千円の増は、今回の補正額を基に計算し、納付額の増分を計上したものであります。

7 ページをご覧ください。資本的収入についてご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目企業債 30 万円の減は、事業費精査により上水道施設整備事業債を減額するものであります。

8 ページをお開きください。資本的支出についてご説明申し上げます。

1 款 1 項 3 目固定資産購入費 4,100 万円の減は、構築物の下水道関連配水管布設替等工事費、及び機械及び装置の配水電動弁操作回路機能増設工事費確定により減額するものであります。5 目負担金 680 万 6 千円の増は、上下水道共同施工に伴う、土木工事アロケーション費用負担金の確定によるものであります。

9 ページをご覧ください。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）であります。収益的収入 5 億 2,461 万 4 千円、収益的支出 4 億 8,772 万 4 千円、税込当期純利益 3,689 万円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額 848 万 7 千円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税 5 千円を差し引き、税抜当期純利益は、2,839 万 8 千円となるところであります。

補てん財源の明細は、下段、補てん財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって議案の説明を終わります。

質疑、討論、採決は 1 件ごとに行います。

まず、議案第 28 号「令和 3 年度 会津坂下町一般会計補正予算（第 10 号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

歳入についてなんですが、初日のご質問申し上げたんですけれども、国交省のほうで 3 月ぐらいまでには除雪費の追加交付なり、補助なりというのを予算化したいという話だったんですけれども、結果的に国のほうでなにもしてもらえなかったということなんでしょうか、何かご存知のことがあれば教えていただきたいと思います。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

前にも答弁させていただきましたが、各市町村連名でもって要望書は提出させていただいておりますが、それに対する回答は、いまだ得ておりません。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑ありませんか。

◎2 番(蓮沼文明君)

議長、2 番。

◎議長(水野孝一君)

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番(蓮沼文明君)

5 ページの繰越明許費、詳しく説明があったんですけれども、この中で、鶴沼緑地公園テニスコートの改修工事、改修事業ですね、これ 1,200 万、ここに上がっております。鶴沼緑地、今まで 10 年以上修繕関係入ったことがないと思います。今回、テニスコートが 3 面分ということでご説明があったんですけれども、どのような内容についての改修工事になるのか。

もう一つは、若松辺りテニスコート、要するに何面もテニスコートをお持ちになっています。私、確認したら、やはり 1 面であってね、新規で 1 面でもこのぐらいの金額になってしまうんですね。ですから改修工事ですので、今回、3 面においてどのような内容なのか伺います。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

蓮沼議員おただしのとおり、我々も調べたところは、最新のといいますか、いわゆる人工芝に砂を撒いて、というコートであれば、この予算ではなかなか1面の整備も厳しいぐらいの見積りが出ております。これから再度、中身について、修繕の内容については内部でも協議をさせていただきたいとは思っておりますけれども、いずれにしましても、せっかく付けていただく、予算なので、有効に使わせていただきたいと考えてございます。

◎2番(蓮沼文明君)

議長、2番。

◎議長(水野孝一君)

2番、蓮沼文明君。

◎2番(蓮沼文明君)

3面と最初からお話なんですけれども、実際この1,200万を私は有効に使って、今現在、現状にあるひび割れとか、全6面ありますので、うまくこの修繕関係、計画と実態が違うんじゃないよということになると、また話が違うんですけれども、ぜひとも今課長の言葉にもあったとおり、有効活用をするという部分で、6面のコートを全体に考えていただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

この繰り越しでご説明申し上げました1,200万円につきましては、コロナの交付金を活用した事業であり、予算割当ができる最大値として、この1,200万円にさせていただいたところでございます。今後、建設課長の答弁のとおり、施設整備の工法によっては、この1,200万円で3面が2面になったり、1面になったりする場合もあるかというふうに思いますが、今現在あるテニスコートをできるだけ使用していただくというのが目的でありますので、残ってしまった未整理分については修繕計画にあげまして、年次計画で順次整備していきたいというふうに考えております。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎7番(小畑博司君)

議長、7番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

同じく繰り越しの事業の中で、農林水産業の林業費、ふくしま森林再生事業、7 月には完了のことだということなんですけれども、この事業につきまして、本当に森林の再生と、それから森林に関わる産業の育成につながるのかどうか、つながっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

この事業につきましては、東日本大震災の影響によります放射能の部分で、森林に対して、いわゆる放射能が堆積しているというのを除去するための事業でございます。そのために地域の地権者の方と同意を得ながらやっている事業でございます。それを踏まえて整備も行っていくということでございますので、その辺につきましては、基本的な部分につきましては放射能の除去がメインだということで考えていただければいいかと思います。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

同じく繰越明許の中で、ばんげひがし公園内トイレ改修事業が 9 月完了ということなんですが、これから使う頻度が多くなるんですけれども、使えないときには、どのような対応を考えているのかお伺いいたします。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

当然トイレの便器の入れ替え工事が入れば、使えない時期が出てこようかと思います。トイレ全体の改修ではございませんで、あくまでも和式の便器を洋式に替えるというようなことで、できる限り短期間で工事は行いたいというふうには考えてございます。

が、当然使用できない期間が出できますので、これについては野球場のトイレを利用していただくなり、必要によっては仮設トイレの設置なども考えなきゃいけないのかなというふうには考えてございますが、工事としては短期間で終了できるよう鋭意努力をさせていただきますと考えてございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

9 ページです。9 ページの 1 節農業費補助金ですが、この中で産地生産基盤パワーアップ事業というところで増額になっています。この具体的な中身と、それから今後についての、これが継続されるのかどうかも併せて伺いたいと思います。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

こちらの事業につきましては、実際内示が 2 月にきたということで、応募はしておったわけでございますが、内示が 2 月にきたということで今回の補正にあがったということでございます。

こちらにつきましては、農機具の購入にかかります補助ということで、2 分の 1、いわゆるトラクター、コンバインとか、そういう部分について 2 分の 1 の補助があるというものでございまして、それに、いわゆる該当する、しないも当然ございますので、それに当てはまったものが 5 件だということでございまして、その上限、上限もございませんが、機械の 2 分の 1 ということで補助がされているということでございます。

これにつきましては、今後いわゆる農業を継続してやっていくとか、いろんな条件も付帯されておりますので、それに基づいて申請をいただいた農家さんに対して補助をするというものでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 28 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 10 号）」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第 29 号「令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 29 号「令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号「令和3年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第4号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

7ページについて、保険給付費のうち、1目、2目、3目、各給付費がそれぞれ減額になっているんですけれども、利用者の減ということでありましたが、その利用者の減となった要因、こういった、それだけ施設があるのに使わなかったことになった、至ったことについてお伺いいたします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

今ほどの給付費の減ということということで、見れば、今回の補正、1億ぐらい減しております。その中でもこう見ていただくと、施設介護サービス給付費で7,300万ほど減と、非常に大きい金額でございます。

まずこちらについては、寿楽荘さんで当初10床ほど短期の部分を長期にというようなことで、転換をするわけだったんですけれども、コロナの影響でショートステイから長期の部分に変えるのができなかったということで、その分を含みましてマイナスというようなことになります。

また、特別養護老人ホームを利用する方については、月で最高で5件のマイナスといったところと、あとは、会津管内、特別養護老人ホームあるんですけれども、坂下の方が利用がなかなか、出たときに、また入るというような利用がなかったというようなところでございます。

全体として、やはりコロナの影響で、なかなか利用控えといいますか、そういうのが主だったものというようなことでは推測をしております。

今後そのコロナが終わったときに、この反動というのが一番、我々ちょっと危惧しているところがあるというようなところで、当初の一般会計につきましては例年並みというようなことで、計上させていただいたところでございます。以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

3 ページの 1 項介護保険料なんですけど、その中で 3 節滞納繰越分についてです。54 万のマイナスというところであったんですが、このマイナスという意味は、もともと予定をしていたのに滞納がなかったのか、それとも滞納から徴収すべきものがあったよりも滞納が、納めてもらうのが少なかったのか、中身、実態、教えてください。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

当初で、ある程度このくらい取っていたわけなんですけども、滞納の徴収によってある程度それが、ある程度回収できるというような見込みで、このような形で、54 万という形でマイナスさせていただきました。以上でございます。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

滞納者であるとか、滞納額が増えてしまうということの方向ですか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

滞納額が増えるということではなくて、減るというような意味合いでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎9 番(山口享君)

議長、9 番。

◎議長（水野孝一君）

9 番、山口享君。

◎9 番(山口享君)

12 ページの基金積立金についてお尋ねいたします。今回 7,000 万も積み立て、大変喜ばしいことではあります。この基金は現在 2 億 1,000 万ほどあったと思ったんですけども、今度 2 億 8,000 万に増えたのかどうか。そして、いくらぐらいまでを目標にしているか教えていただきたいと思います。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

山口議員のおっしゃるとおり、2 億 1,000 万だったのが、今回 7,000 万を積み増しすると 2 億 8,000 万ほどになります。これは今第 8 期です。8 期の中で、来年 1,440 万というようなことで、取り崩し、来年、再来年、取り崩しして特別給付なり、そして保険料の抑制なりしております。

そして第 9 期が令和 6 年から、6、7、8 といったところ、第 9 期が始まります。その中でシミュレーションとしては、今現在、1 月 1 人当たり 6,850 円というようになっておりますが、シミュレーション的には、だいたい 1 月当たり 7,818 円というように、上がるような形になっております。それをなるべく抑制するというようなことで、だいたいそれで 968 円ほど抑制をかけるようなことになると、だいたい 2 億円ぐらいを 3 年間で取り崩しを、今のところ令和、第 9 期からは 1 年間でだいたい 6,800 万ほどぐらいつつ繰り越しをしていって、今現在の 6,850 円を最低でも維持していきたいというのが、今現状のところでございます。そのために 7,000 万を積み増したところでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 30 号「令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号「令和 3 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 31 号「令和 3 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号「令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 32 号「令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号「令和 3 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

歳入についてお伺いいたします。不動産売払収入が減額補正であります。当初予定しておった面積的に少なくなったのか、あと単価的に下がって処分金が少なく、減額になったのかお伺いいたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

当初予算の中では、一般保留地を処分したいというようなことで計上しておりましたが、結果的に一般保留地は処分できずに、付け保留地というようなことで処分をさせていただいた経過がございます。よって五十嵐議員おただしのように、面積が減ったということでご認識いただければと存じます。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

保留地は、あとどのくらい残っていて、これからだいたいどのくらいの金額が処分できる総額なんでしょうか。概略でも結構ですから。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

面積的にはまだ相当の面積が残っております。今後、今メインで整備を進めているのが、あくまでもその区域内の幹線道路、いわゆる都市計画道路をメインに進めておりますが、それに伴って、地権者の方、場合によっては、いわゆる飛び番地といって、今お住まいになっている近辺ではなくて、要するに飛ぶ場合がございます。そうしますと、新たな区画道路を築造したりとか、でないと、なかなか移転できない方が出てきます。新たな道路沿いにも保留地等々は設計の中に入っておりますので、加えて今後県有地の払い下げ等々も出てくれば、一部その保留地とさせていただきたいというふうに考えてございますので、面積的でいいますと、詳細な数字、今手元に資料がないので申し上げられませんが、1 万㎡まであるかないか、くらいの面積は残っているだろうというふうに考えているところであります。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号「令和3年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号「令和3年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

歳入についてお伺いします。3ページです。使用料、滞納繰越分30万円の減額ということで、補正額も30万円の減少ということで、当初この滞納繰越分については収入として見たんですけれども、結果、収入につながらなかったというふうに理解しているんですが、この滞納繰越分は、これから先、欠損分に移行しそうなこととか、そういったことはないのでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

現在、滞納されている方、当然何名がおられますけれども、その方々に関しましては納める意思はございますので、地道に少しずつ滞納分を徴収させていただく予定をしてご

ざいます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 34 号「令和 3 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 5 号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 35 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 5 号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩のため休議といたします。

（午後 1 時 55 分）

再開を 2 時 5 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 2 時 05 分）

◎請願第 1 号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 17、総務産業建設常任委員会に付託しておりました請願第 1 号「シルバー人材センターに対する支援を求める請願書」、請願第 2 号「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を辺野古新基地建設の海洋埋め立てに使用しないよう求める意見書提出を求める請願について」及び陳情第 1 号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」を一括議題といたします。

議題とした請願・陳情の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

渡部正司総務産業建設常任委員会委員長。

◎6 番（渡部正司君）（登壇）

請願第 1 号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」の提出についての審議の報告をいたします。

審議経過及び結果であります。総務産業建設常任委員会は、去る 3 月 9 日、役場北庁舎会議室において同委員会を開催し、委員 7 名全員出席のもと、同請願を審議いたしました。全員から意見があり、審議の結果、全員一致で本請願は採択すべきものと決しま

した。

主な意見を申し上げます。インボイス制度のシルバー人材センターへの適用は、当該センターに大きな負担がのしかかる問題がある。当該の制度はシルバー人材センター登録者等は個人事業者となり、負担が大きい。また、最低賃金ラインとの整合性の問題も出退する可能性もある。さらにはインボイス制度そのものの問題がある。などの意見が出され、審議の結果、本請願は採択すべきものと決しました。

続きまして、請願第2号「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を辺野古新基地建設の海洋埋め立てに使用しないよう求める意見書提出を求める請願について」の審議についてご報告いたします。

審議経過及び結果です。当常任委員会は、去る3月9日、役場北庁舎会議室において同委員会を開催し、委員7名全員出席のもと、同請願を審議いたしました。全員から意見があり、審議の結果、全員一致で本請願は採択すべきものと決しました。

審議経過での主な意見であります。同様な案件が地元地区でも起きたことがあり、騒動となりました。大変重要なことである。また、人道的に新基地に建設問題と切り分けなければならない。さらには、新基地建設問題とは別にして考えるべきであり、本請願に賛成する。というものであり、審議の結果、本請願は採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」の審議についてご報告いたします。

経過及び結果であります。去る3月9日、役場北庁舎会議室において本委員会を開催し、委員7名全員出席のもと、陳情を審議いたしました。全員から意見があり、審議の結果、全員一致で本陳情は採択すべきものと決しました。

主な意見であります。生活は苦しくなる一方で、賃金はこのところずっと上がっているなので引き上げるべきだ。また、福島県の最低賃金は828円であることから、相応に引き上げる政策が求められるなどの意見が出され、審議の結果、本陳情は採択すべきものと決しました。

以上であります。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は1件ごとに行います。

まず請願第1号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、請願第2号について質疑はありませんか。

◎13番（青木美貴子君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番（青木美貴子君）

この沖縄戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立てに使わないでほしいということは、本当に人道的にも許されないことだと思うんですが、私ちょっと勉強不足なのかもしれませんが、この証拠という失礼なんですけれども、本当に人骨、遺骨が埋められている土砂なのかどうかという、そういう確証みたいなのがわかれば教えてください。

◎6 番（渡部正司君）

審議の内容では、その場所が本当にそういうふうになっているのかどうかという質疑、意見は出ませんでした。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
次に、陳情第 1 号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論・採決に入ります。
討論・採決は 1 件ごとに行います。
まず請願第 1 号について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより請願第 1 号「シルバー人材センターに対する支援を求める請願書」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
請願第 1 号に対する委員長報告は採択であります。
この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(水野孝一君)

起立全員であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

次に、請願第2号について討論はありませんか。

◎9番(山口亨君)

議長、9番。

◎議長(水野孝一君)

9番、山口亨君。

◎9番(山口亨君)

私は、沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を辺野古新基地建設の海洋埋め立てに使用しないよう求める意見書提出の請願について、賛成の立場で討論いたします。

まずはじめに、辺野古基地移設問題とは混合しないで、切り離して論じていただきたいと思います。そして、先の大戦でお亡くなりになった方々の遺骨を収集することは国家の義務であり、主体となって確実に実施していただきたい。そしてその遺骨が混入した土砂を埋め立てに使用することは人道的に許されるものではないということを訴えておきます。

2016年に戦没者の遺骨収集の推進に関する法律が、時限立法ではありますが成立いたしました。私も2019年に厚生省から派遣され、パプアニューギニアに18日間、電気もガスも水道も、トイレもないところで遺骨を6体収集してまいりました。帰りたくても帰れなかった方々に思いを馳せ、現地の方々と一緒になって土砂を掘ってまいりました。一体でも多く見つけ出し、祖国日本へ帰還させたいと思った次第であります。

沖縄戦では軍人だけではなく、一般住民も巻き込んだ悲惨な地上戦で、多くの尊い命が失われました。この遺骨を含んだ土砂を使用することは決して許されるものではないはずです。

以上、賛成討論といたします。

◎議長(水野孝一君)

ほかに討論はありませんか。

◎5番(横山智代君)

議長、5番。

◎議長(水野孝一君)

5番、横山智代君。

◎5番(横山智代君)

沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を辺野古新基地建設の海洋埋め立てに使用しないよう求める意見書に対しての賛成の討論をいたします。

沖縄戦で犠牲を強いられた多くの県民や命を落とされた兵士の遺骨が、今なお多数残されています。そしてまた、その当時の遺体はそのまま放置された状態のまま置かれていたと聞いております。戦後 76 年を経過した今でも、その遺骨の収集は続けて行われています。先の大戦で犠牲になった人々の遺骨等が入った土砂を埋め立てに使用する、そのようなことは人道上、許されるものではありません。

以上、賛成の討論といたします。

◎議長(水野孝一君)

ほかにございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより請願第 2 号「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を辺野古新基地建設の海洋埋め立てに使用しないよう求める意見書提出を求める請願について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第 2 号に対する委員長報告は採択であります。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(水野孝一君)

起立全員であります。

よって、請願第 2 号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

次に、陳情第 1 号について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第 1 号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書陳情書」を採決いたします。

陳情第 1 号に対する委員長報告は採択であります。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(水野孝一君)

起立全員であります。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎議員提出議案第1号の報告・質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

目録第18、議員提出議案第1号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

渡部正司総務産業建設常任委員会委員長。

◎6番(渡部正司君)

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書(案)であります。

シルバー人材センター(以下「センター」と申し上げます。)は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体であります。地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化並びに医療費や介護費用の削減などに貢献をしています。

令和5年10月に、消費税において、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定となっております。同制度が導入されますと、免税事業者であるセンターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生いたします。しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はありません。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加及び健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題であります。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであります。少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入控除が認められる適用除外等の措置を講ずる必要があります。

よって、国においては、センターの会員への配分金については、インボイス制度の適

用除外とする等の措置を講じるよう強く要望いたします。

皆様の全員の賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第2号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

目録第19、議員提出議案第2号「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を辺野古新基地建設の海洋埋め立てに使用しないよう求める意見書」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

渡部正司総務産業建設常任委員会委員長。

◎6番（渡部正司君）

沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を辺野古新基地建設の海洋埋め立てに使用しないよう

求める意見書を申し上げます。

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われました。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある「平和の礎」には国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた 24 万 1,593 名の氏名が刻銘されています。その中には 1,014 名の福島県出身の戦死者も含まれております。

その沖縄南部地域は、特に激戦地として知られており、軍人だけでなく多くの民間人が犠牲になったことが記録に残されております。そして、1972 年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されております。戦後 76 年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われております。

沖縄防衛局は辺野古新基地建設の海洋埋め立てに、その南部からも土砂を採取しようとしています。先の大戦で犠牲になられた人々の遺骨が入った土砂を埋め立てに使用することは、沖縄県民の方々をはじめ多くの遺族の気持ちを考えれば、人道上許されることではありません。

よって、次の事項について、速やかに実現されるよう、強く求めるものであります。

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第 2 号「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を辺野古新基地建設の海洋埋め立てに使用しないよう求める意見書」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(水野孝一君)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第3号の報告・質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

日程第20、議員提出議案第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

渡部正司総務産業建設常任委員会委員長。

◎6番(渡部正司君)

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について提案理由を申し上げます。

福島県内の新型コロナ感染は、2022年に入り急激に拡大し収束の見通しも立たない状況であります。コロナ禍が続く製造業を中心に、海外サプライチェーンの影響による部品・資材不足による休業、生産調整などを余儀なくされるなど、第7波も懸念される中におきまして県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は未知数です。

一方で、福島県では、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足を補うための外国人労働者数も増加傾向にあります。加えて、障がい者雇用数も全国平均を上回り、パート労働者、契約社員・派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割を占めるなど、雇用形態の多様化も進んでいます。勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした、政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑みるとともに、コロナ感染の影響を見据えたセーフティネットの強化策及び人口流出抑制策としても最低賃金引き上げと早期発効は喫緊の政策でもあります。

つきましては、賃金の経済政策としての最低賃金引き上げの重要性を強く意識し、次の事項について要望いたします。

1 福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引き上げをはかること。特に、日本は20年以上も賃金の低下傾向が続く、先進国で取り残されている状況を踏まえるとともに、2021年5月の経済財政諮問会議において、早期に最低賃金全国平均1,000円への引き上げを目指すとした積極姿勢を重く受け止めること。

2 中小企業等が最低賃金引上げ原資捻出のため、価格転換を始めとした環境整備の充

実、強化を図ること。

3 最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等多様な政策誘導として取り組むこと。

4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早め早期の発効に努めること。

以上、皆様のご賛同をお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第4号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

目録第21、議員提出議案第4号「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎8番（佐藤宗太君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番（佐藤宗太君）

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議(案)を申し上げます。

国際社会の懸命の努力にもかかわらず、去る 2 月 24 日にロシアはウクライナへの武力攻撃、侵略を開始した。今回の行動は、ウクライナの主権を侵害し、武力の行使を禁止する国際法及び国連憲章に違反する国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて容認することはできない。ウクライナ国内においては、子どもを含めた多くの人命が失われており、このような侵略行為は決して許されず、厳しく非難する。

昭和 34 年に「平和都市宣言」を決議した当議会は、国に対し、国際社会と連携し、あらゆる外交手段を駆使し、ロシア軍の即時撤収と速やかな平和の実現に全力を尽くすことを強く求める。

以上、議員の皆様にご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第 4 号「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」についてを採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎継続調査の申出

◎議長（水野孝一君）

日程第 22、継続調査の申し出を議題とします。

議会運営委員会、総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会及び広報広聴特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定により、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（水野孝一君）

町長より、挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第 1 回定例会が閉会されるにあたり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

3 月 3 日から本日までの 15 日間、議員の皆様方には、終始、真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。

本会議に提出いたしました案件は、追加議案を含め 34 件でありましたが、議案の不備により 1 議案を取り下げることとなり、議員の皆様には深くお詫びを申し上げます。

また、人事案件をはじめ、条例の制定及び改廃、一般会計並びに各特別会計の予算や町道の認定などの 33 件の議案について、原案のとおり議決を賜りまして、心より感謝を申し上げる次第であります。

本会議中に、議員の皆様方から寄せられました、貴重なご意見、ご提言、ご指摘等につきましても、今後のまちづくりに反映させるよう努めてまいります。

特に、令和 4 年度につきましても、人口減少を緩やかにし、持続可能なまちづくりを

推進するため、過疎対策を重点事業に位置付け、交流人口対策、関係人口対策、定住人口対策の三つの人口対策について取り組んでまいります。

また、着実に前進している財政健全化の取り組みを継続するとともに、新庁舎建設に向け新たな体制のもと、計画策定などの準備を進めてまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご労苦とご支援に対しまして、改めて感謝と御礼を申し上げます。閉会にあたりましての私の挨拶とさせていただきます。

このたびは大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（水野孝一君）

これをもちまして、令和4年第1回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後2時39分）

なお、2時50分より、議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催いたします。

議会運営委員会終了後、おそらく3時20分程度になると思いますが、3時20分より、議会全員協議会を大会議室において開催しますので、ご参集願います。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 3 月 17 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員